のとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、第13部に掲げる歯科矯正の適応となる咬合異常又は顎変形症が疑われる患者に対し、歯・歯列の状態、咬合状態又は顎骨の形態等の分析及び診断を行い、当該患者に対し、診断結果等を文書により提供した場合に、年度に１回に限り算定する。

２　２については、区分番号Ｎ０００に掲げる歯科矯正診断料の注１又は区分番号Ｎ００１に掲げる顎口腔機能診断料の注１に規定する施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において、第13部に掲げる歯科矯正の適応となる咬合異常又は顎変形症が疑われる患者に対し、歯・歯列の状態、咬合状態又は顎骨の形態等の分析及び診断を行い、当該患者に対し、診断結果等を文書により提供した場合に、年度に１回に限り算定する。

３　区分番号Ｅ０００の１に掲げる単純撮影若しくは２に掲げる特殊撮影又は区分番号Ｅ１００の１に掲げる単純撮影若しくは２に掲げる特殊撮影は別に算定できる。

４　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ００２　歯科矯正管理料　240点

注１　区分番号Ｎ０００に掲げる歯科矯正診断料の注１又は区分番号Ｎ００１に掲げる顎口腔機能診断料の注１に規定する治療計画書に基づき、計画的な歯科矯正管理を継続して行った場合であって、当該保険医療機関において動的治療が開始された患者に対し、療養上必要な指導を行うとともに模型又は写真による歯の移動等の管理を行った上で、具体的な指導管理の内容について文書により提供したときに、区分番号Ａ０００に掲げる初診料を算定した日の属する月の翌月以降月１回に限り算定する。

２　区分番号Ｂ０００－４に掲げる歯科疾患管理料、区分番号Ｂ０００－４－２に掲げる小児口腔機能管理料、区分番号Ｂ０００－４－３に掲げる口腔機能管理料、区分番号Ｂ０００－６に掲げる周術期等口腔機能管理料⑴、区分番号Ｂ０００－７に掲げる周術期等口腔機能管理料⑵、区分番号Ｂ０００－８に掲げる周術期等口腔機能管理料⑵、区分番号Ｂ０００－９に掲げる周術期等口腔機能管理料⑵、区分番号Ｂ０００－１１に掲げる回復期等口腔機能管理料又は区分番号Ｃ００１－３に掲げる歯科疾患在宅療養管理料を算定している患者に対して行った歯科矯正管理の費用は、別に算定できない。

３　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ００３　歯科矯正セファログラム（一連につき）　300点

注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ００４　模型調製（１組につき）

１　平行模型　500点

２　予測模型　300点

注１　１については、歯科矯正を開始するとき、動的処置を開始するとき、マルチブラケット法を開始するとき、顎離断等の手術を開始するとき及び保定を開始するときに、それぞれ１回に限り算定する。

２　１について、顎態模型を調製した場合は、200点を所定点数に加算する。

３　２については、予測歯１歯につき60点を所定点数に加算する。

４　１及び２について、デジタル印象採得装置を用いて行った場合は、３次元デジタル加算として、150点を所定点数に加算する。

５　印象採得料、咬合採得料及び保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ００５　動的処置（１口腔１回につき）

１　動的処置の開始の日又はマルチブラケット法の開始の日から起算して２年以内に行った場合

イ　同一月内の第１回目　250点

ロ　同一月内の第２回目以降　100点

２　動的処置の開始の日又はマルチブラケット法の開始の日から起算して２年を超えた後に行った場合

イ　同一月内の第１回目　200点

ロ　同一月内の第２回目以降　100点

注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ００６　印象採得（１装置につき）

１　マルチブラケット装置　40点

２　その他の装置

イ　印象採得が簡単なもの　143点

ロ　印象採得が困難なもの　265点

ハ　印象採得が著しく困難なもの　400点

注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ００７　咬合採得（１装置につき）

１　簡単なもの　70点

２　困難なもの　140点

３　構成咬合　400点

注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ００８　装着

１　装置（１装置につき）

イ　可撤式装置　300点

ロ　固定式装置　400点

２　帯環（１個につき）　80点

３　ダイレクトボンドブラケット（１個につき）　100点

注１　１のイについて、矯正装置に必要なフォースシステムを行い、力系に関するチャートを作成し、患者に対してその内容について説明した場合は、400点を所定点数に加算する。

２　１のロについては、固定式装置の帯環及びダイレクトボンドブラケットの装着料を除く。

３　１のロについて、矯正装置に必要なフォースシステムを行い、力系に関するチャートを作成し、患者に対してその内容について説明した場合は、400点を所定点数に加算する。

４　３について、エナメルエッチング及びブラケットボンドに係る費用は、所定点数に含まれる。

Ｎ００８－２　植立（１本につき）　500点

Ｎ００９　撤去

１　帯環（１個につき）　30点

２　ダイレクトボンドブラケット（１個につき）　60点

３　歯科矯正用アンカースクリュー（１本につき）　100点

注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ０１０　セパレイティング（１箇所につき）　40点

注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ０１０－２　ディスキング（１歯につき）　40点

Ｎ０１１　結紮（１顎１回につき）　50点

注　結紮線の除去の費用及び保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

（矯正装置）

Ｎ０１２　床装置（１装置につき）

１　簡単なもの　1,500点

２　複雑なもの　2,000点

Ｎ０１２－２　スライディングプレート（１装置につき）　1,500点

注　保険医療材料料は、所定点数に含まれる。

Ｎ０１３　リトラクター（１装置につき）　2,000点

注　スライディングプレートを製作した場合は、1,500点（保険医療材料料を含む。